平成２４年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市首里儀保町２丁目６番地　コーポチネン302
債務者　米須　博和
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０９号
沖縄県那覇市首里末吉町４丁目２番地15　Ｌｏｏｐ２－Ｂ
債務者　浦崎　直祐
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３０号
沖縄県那覇市与儀１丁目25番41号　コーポ城間405
債務者　永山美奈子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３２号
沖縄県浦添市字港川458番地１　県営港川市街地住宅103
債務者　金城　悦子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８号
沖縄県石垣市新栄町53番地15　新栄町マンション101
債務者　金城　勝二
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１０５号
福島県郡山市安積町長久保３丁目13番地の７ミルクハウスＣ棟102号
債務者　渡辺多津子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
青森県弘前市大字若葉２丁目７番地24　レオパレスグローバーベル205号
債務者　越野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第９４号
青森県弘前市大字茂森新町３丁目４番地10
債務者　太田　麻衣（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第９８号
青森県弘前市大字和徳町183番地１　アップルサイドハイツＣ―202号
債務者　竹浪　博人
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３５５号
北九州市小倉北区日明５丁目１番11―712号
債務者　志波　宣明
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６４号
北九州市若松区本町１丁目９番６―301号
債務者　ファーストリフォームこと　熊永　毅
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９５号
北九州市小倉北区高坊２丁目１番21―105号
債務者　岩本　勝治
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８号
山口県光市上島田７丁目８番２－１号、前住所山口県光市大字岩田2479番地３
債務者　福島　勝也
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４１９号
北九州市八幡西区熊西２丁目２番28―305号
債務者　湯ノ口　勝
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１０３号
名古屋市中区新栄１丁目30番22号　プログレスアサダ瓦町205号
債務者　金子ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０号
熊本県荒尾市万田1169番地11
債務者　松永　次雄
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７４号
山口県防府市警固町１丁目７番地41　305号勝間団地住宅75棟1564号、住民票上の住所山口県防府市大字田島406番地の７　若月方
債務者　佐々木英一
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係